

2 研 究 科 規 則 等

1 神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則

(平成19年3月20日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定。）及び神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第2条 研究科は、人間の発達及びそれを取り巻く人間環境に関わる応用的・実践的教育研究活動に主体的に参加し、これを推進する中核的な人材の養成を行うことを目的とする。

(課 程)

第3条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専 攻 等)

第4条 研究科に次の専攻を置く。

心身発達専攻
教育・学習専攻
人間行動専攻
人間表現専攻
人間環境学専攻

2 前期課程に次の履修コースを置く。

心身発達専攻 心理発達基礎論コース、臨床心理学コース、健康発達論コース
教育・学習専攻 教育科学論コース、子ども発達論コース、発達支援論コース
人間行動専攻 身体行動論コース、行動発達論コース
人間表現専攻 表現文化論コース、コミュニティアートコース
人間環境学専攻 自然環境論コース、数理情報環境論コース、生活環境論コース、
社会環境論コース

3 前期課程教育・学習専攻発達支援論コースに1年履修コースを置く。

(各専攻における教育研究上の目的)

第5条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 心身発達専攻

人間の生涯発達を理解する上で欠かせない諸問題を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、心身発達に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備え

た大学等の教員の養成を目的とする。

(2) 教育・学習専攻

教育・学習という人間形成に関する社会的・個人的営為を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、教育・学習に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

(3) 人間行動専攻

人間行動の身体行動に関する側面と、加齢に伴う発達及び環境への適応に関する側面を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、人間行動に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

(4) 人間表現専攻

人間の感性の発現としての表現活動を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、表現文化及び芸術表現に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

(5) 人間環境学専攻

人間の発達を促進し支援する環境要因の解明及び開発を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、人間環境学に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第6条の2 研究科に副研究科長2人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第7条 各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長は、各専攻に属する研究科担当の専任の教授のうちから選出する。

4 専攻長の任期は、2年とする。

前2項に定めるもののほか、専攻長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学資格)

第8条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (7) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(進 学)

第9条 神戸大学（以下「本学」という。）の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(再 入 学)

第10条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が再入学を志願するときは、研究科長は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(選考方法)

第11条 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

(標準修業年限)

第12条 研究科の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。

2 前項の規定にかかわらず発達支援論コースの標準修業年限は1年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、前期課程にあつては4年、後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず1年履修コースにあつては2年を超えて在学することはできない。

(教育方法)

第14条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(授業科目等)

第15条 研究科の授業科目及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(単位の基準)

第16条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第17条 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、研究科担当の専任の教授又は客員教授とする。ただし、必要があるときは、教授会が認めた研究科担当の専任の准教授、講師若しくは助教又は客員准教授をもって充てることができる。

(授業科目の履修)

第18条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、10単位を限度として、第29条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては2単位を限度とする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第19条 学生は、教授会の承認を得て、研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、10単位を限度として、第29条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては2単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、10単位を限度として、第29条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては2単位を限度とする。

(研究科以外の授業科目の認定制限)

第21条 第18条第3項、第19条第2項及び前条第3項に規定する単位の認定できる合計単位数は、前3条の規定にかかわらず、前期課程においては16単位を、後期課程においては4単位を限度とする。

(他大学大学院等の研究指導)

第22条 学生は、教授会の承認を得て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生にあつては1年、後期課程の学生にあつては2年を超えないものとする。

(留 学)

第23条 学生は、第19条及び前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休 学)

第24条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず1年履修コースにあつては、休学期間は1年以内とし、延長を認めない。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等によって行う。

(修士論文の提出)

第26条 修士論文を提出しようとする者は、第29条に規定する単位のうち16単位以上を修得していなければならない。

(博士論文の提出)

第27条 博士論文を提出しようとする者は、第29条に規定する単位のうち12単以上を修得していなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第28条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定）及び神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則（平成19年4月1日制定）の定めるところによる。

(課程の修了要件)

第29条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、

優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。この場合において、第26条の規定は適用しない。

- 2 1年履修コースの修了要件は、前項の規定にかかわらず同コースに1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果の審査に合格することとする。
- 3 後期課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。
- 4 前3項の課程修了の認定は、教授会が行う。

（長期にわたる教育課程の履修）

第30条 前期課程の学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を行うことができる。

- 2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（学位の授与）

第31条 課程を修了した者には、その課程に応じ、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学術、教育学、理学

（特別聴講学生）

第32条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を經由して、研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

（特別研究学生）

第33条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を經由して研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別研究学生の研究期間は、原則として1年を超えないものとする。

（科目等履修生）

第34条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第35条 研究科において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第36条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生は、研究科担当の教員の指導の下に研究を行うものとする。
- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第37条 前期課程において教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前期課程において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第2のとおりとする。

(雑 則)

第38条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月31日から施行し、改正後の第8条第1項第2号及び第8号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1 授業科目及び単位数等（第15条関係）

○ 前期課程

(1) 心身発達専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
人間発達特論 I	2	選択
人間発達特論演習	2	〃
人格形成特論 I	2	〃
人格形成特論演習	2	〃
自己形成特論 I	2	〃
自己形成特論演習	2	〃
教育発達心理学特論 I	2	〃
教育発達心理学特論演習	2	〃
行動発達分析学特論 I	2	〃
行動発達分析学特論演習	2	〃
発達障害臨床学特論 I	2	〃
発達障害臨床学特論演習	2	〃
心理統計法特論	2	〃
心理療法特論 I	2	〃
心理療法特論演習	2	〃
臨床人間関係学特論 I	2	〃
臨床人間関係学特論演習	2	〃
臨床心理学特論 I	2	〃
臨床心理学特論演習	2	〃
芸術療法特論 I	2	〃
芸術療法特論演習	2	〃
臨床心理検査特論	2	〃
臨床心理検査特論演習	2	〃
臨床心理基礎実習	2	〃
臨床心理実習 I	2	〃
精神医学特論	2	〃
教育臨床特論	2	〃
イメージ臨床特論	2	〃
臨床心理実践演習 A	2	〃
臨床心理実践演習 B	2	〃
健康教育学特論 I	2	〃
健康教育学特論演習	2	〃
健康行動学特論 I	2	〃
健康行動学特論演習	2	〃

小児健康発達学特論 I	2	選択
小児健康発達学特論演習	2	〃
健康生態学特論 I	2	〃
健康生態学特論演習	2	〃
健康増進科学特論 I	2	〃
健康増進科学特論演習	2	〃
特別研究 I	4	必修
特別研究 II	4	必修
ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択

(2) 教育・学習専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
教育人間学特論 I	2	選択
教育人間学特論演習	2	〃
教育行政特論 I	2	〃
教育行政特論演習	2	〃
教育制度特論 I	2	〃
教育制度特論演習	2	〃
日本教育史特論 I	2	〃
日本教育史特論演習	2	〃
高等教育特論 I	2	〃
高等教育計画特論 I	2	〃
教育方法学特論 I	2	〃
教育方法学特論演習	2	〃
社会認識教育内容特論 I	2	〃
社会認識教育内容特論演習	2	〃
社会認識教育特論	2	〃
社会認識教育特論演習	2	〃
科学教育カリキュラム特論 I	2	〃
科学教育カリキュラム特論演習	2	〃
科学教育原理特論 I	2	〃
科学教育原理特論演習	2	〃
乳幼児発達特論 I	2	〃
乳幼児発達特論演習	2	〃
乳幼児教育保育特論 I	2	〃
乳幼児教育保育特論演習	2	〃
数理認識発達特論 I	2	〃
数理認識発達特論演習	2	〃

造形表現学習特論 I	2	選択
造形表現学習特論演習	2	〃
身体運動学習特論	2	〃
身体運動学習特論演習	2	〃
幼年音楽表現特論 I	2	〃
幼年音楽表現特論演習	2	〃
児童造形表現特論	2	〃
児童造形表現特論演習	2	〃
児童文学表現特論	2	〃
児童文学表現特論演習	2	〃
生涯学習支援特論 I	2	〃
生涯学習支援特論演習	2	〃
成人学習支援特論 I	2	〃
成人学習支援特論演習	2	〃
継続教育支援特論 I	2	〃
継続教育支援特論演習	2	〃
ジェンダー文化学習特論 I	2	〃
ジェンダー文化学習特論演習	2	〃
児童発達支援特論 I	2	〃
児童発達支援特論演習	2	〃
身体運動発達特論 I	2	〃
身体運動発達特論演習	2	〃
〔1年履修コース〕		
子ども・家庭支援論	2	〃
子ども・家庭支援論演習	2	〃
労働・成人教育支援論	2	〃
労働・成人教育支援論演習	2	〃
ヘルスプロモーション論	2	〃
ヘルスプロモーション論演習	2	〃
ボランティア社会・学習支援論	2	〃
ボランティア社会・学習支援論演習	2	〃
ジェンダー研究・学習支援論	2	〃
ジェンダー研究・学習支援論演習	2	〃
障害共生支援論	2	〃
障害共生支援論演習	2	〃
発達支援実地演習 I	2	〃
発達支援実地演習 II	2	〃
発達支援技術論	2	〃

特別研究Ⅰ	4	必修
特別研究Ⅱ	4	必修
ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択

(3) 人間行動専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
身体運動処方特論Ⅰ	2	選択
身体運動処方特論演習	2	〃
運動心理学特論Ⅰ	2	〃
運動心理学特論演習	2	〃
身体運動制御特論Ⅰ	2	〃
身体運動制御特論演習	2	〃
身体システム特論Ⅰ	2	〃
身体システム特論演習	2	〃
スポーツバイオメカニクス特論	2	〃
スポーツバイオメカニクス特論演習	2	〃
スポーツ文化史特論Ⅰ	2	〃
スポーツ文化史特論演習	2	〃
生涯スポーツ特論Ⅰ	2	〃
生涯スポーツ特論演習	2	〃
身体コンディショニング特論	2	〃
身体コンディショニング特論演習	2	〃
身体運動障害特論Ⅰ	2	〃
身体運動障害特論演習	2	〃
ジェロントロジー特論Ⅰ	2	〃
ジェロントロジー特論演習	2	〃
スポーツジェロントロジー特論Ⅰ	2	〃
スポーツジェロントロジー特論演習	2	〃
身体機能加齢特論Ⅰ	2	〃
身体機能加齢特論演習	2	〃
宗教社会学特論Ⅰ	2	〃
宗教社会学特論演習	2	〃
身体機能調節特論Ⅰ	2	〃
身体機能調節特論演習	2	〃
行動適応特論Ⅰ	2	〃
行動適応特論演習	2	〃
特別研究Ⅰ	4	必修
特別研究Ⅱ	4	必修

ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択
-----------------	---	----

(4) 人間表現専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
芸術総合特論	2	選択
音文化特論	2	〃
音文化特論演習	2	〃
デザイン史特論Ⅰ	2	〃
デザイン史特論演習	2	〃
図形科学特論Ⅰ	2	〃
図形科学特論演習	2	〃
建築文化史特論Ⅰ	2	〃
建築文化史特論演習	2	〃
メディア情報社会特論Ⅰ	2	〃
メディア情報社会特論演習	2	〃
音楽史特論Ⅰ	2	〃
音楽史特論演習	2	〃
ファッション文化特論	2	〃
ファッション文化特論演習	2	〃
音楽集団活動特論	2	〃
音楽療法特論Ⅰ	2	〃
音楽療法特論演習	2	〃
現代彫刻特論	2	〃
立体造形演習Ⅰ	2	〃
声楽表現特論	2	〃
声楽表現特論演習	2	〃
器楽表現特論	2	〃
器楽表現実践演習	2	〃
現代絵画特論Ⅰ	2	〃
現代絵画特論演習	2	〃
音楽創造特論	2	〃
音楽作品研究特論	2	〃
舞踊表現特論Ⅰ	2	〃
舞踊表現特論演習	2	〃
芸術総合実践演習	2	〃
特別研究Ⅰ	4	必修
特別研究Ⅱ	4	必修
ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択

(5) 人間環境学専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
自然環境先端科学A	1	選択
自然環境先端科学B	1	〃
自然環境先端科学C	1	〃
環境科学特別講義A	1	〃
環境科学特別講義B	1	〃
サイエンスコミュニケーション演習	1	〃
インターンシップ I A	2	〃
インターンシップ I B	3	〃
インターンシップ I C	4	〃
環境基礎物質科学A	2	〃
環境基礎物質科学B	2	〃
環境基礎物質科学C	2	〃
環境基礎生命科学A	2	〃
環境基礎生命科学B	2	〃
環境分子生命科学特論	2	〃
環境植生学特論 I	2	〃
環境植生学特論演習	2	〃
植物多様性特論 I	2	〃
植物多様性特論演習	2	〃
高次生命機能特論 I	2	〃
環境創成科学特論 I	2	〃
環境地球化学特論 I	2	〃
環境地球化学特論演習	2	〃
環境地質学特論 I	2	〃
環境地質学特論演習	2	〃
宇宙環境物理学特論 I	2	〃
粒子物理学特論 I	2	〃
紫外線・放射線作用特論 I	2	〃
紫外線・放射線作用特論演習	2	〃
自然階層構造特論	2	〃
分析化学特論 I	2	〃
分析化学特論演習	2	〃
環境有機化学特論 I	2	〃
環境有機化学特論演習	2	〃
超分子化学特論	2	〃
超分子化学特論演習	2	〃

統計計画特論	2	選択
統計計画特論演習	2	〃
統計解析特論	2	〃
統計解析特論演習	2	〃
統計推測特論	2	〃
統計推測特論演習	2	〃
情報数理方法特論 I	2	〃
情報数理方法特論演習	2	〃
数理情報教育方法特論	2	〃
数理情報教育方法特論演習	2	〃
情報論理学特論 I	2	〃
情報論理学特論演習	2	〃
非線形数理特論 I	2	〃
非線形数理特論演習	2	〃
数式処理特論 I	2	〃
数式処理特論演習	2	〃
応用幾何学特論 I	2	〃
応用幾何学特論演習	2	〃
住環境特論	2	〃
住環境特論演習	2	〃
生活空間計画特論 I	2	〃
生活空間計画特論演習	2	〃
機械機能応用特論 I	2	〃
機械機能応用特論演習	2	〃
生活環境心理特論 I	2	〃
生活環境心理特論演習	2	〃
植物環境学特論 I	2	〃
植物環境学特論演習	2	〃
食環境学特論 I	2	〃
食環境学特論演習	2	〃
衣環境特論 I	2	〃
衣環境特論演習	2	〃
環境バイオテクノロジー特論 I	2	〃
環境バイオテクノロジー特論演習	2	〃
電子応用機能特論 I	2	〃
電子応用機能特論演習	2	〃
生活環境共生特論 I	2	〃
生活環境共生特論演習	2	〃

生活環境デザイン特論	2	選択
環境植物生理学特論	2	〃
産業社会構造特論 I	2	〃
産業社会構造特論演習	2	〃
都市地域構造特論 I	2	〃
都市地域構造特論演習	2	〃
農村地域構造特論 I	2	〃
農村地域構造特論演習	2	〃
国際社会構造特論 I	2	〃
国際社会構造特論演習	2	〃
社会変動特論 I	2	〃
社会変動特論演習	2	〃
労働社会史特論	2	〃
労働社会史特論演習	2	〃
憲法秩序特論 I	2	〃
憲法秩序特論演習	2	〃
比較社会規範特論 I	2	〃
比較社会規範特論演習	2	〃
社会環境思想史特論	2	〃
社会環境思想史特論演習	2	〃
特別研究 I	4	必修
特別研究 II	4	必修
ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択

○ 後期課程

(1) 心身発達専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
人間発達特論Ⅱ	2	選択
人格形成特論Ⅱ	2	〃
自己形成特論Ⅱ	2	〃
教育発達心理学特論Ⅱ	2	〃
行動発達分析学特論Ⅱ	2	〃
発達障害臨床学特論Ⅱ	2	〃
心理療法特論Ⅱ	2	〃
臨床人間関係学特論Ⅱ	2	〃
臨床心理学特論Ⅱ	2	〃
芸術療法特論Ⅱ	2	〃
臨床心理実習Ⅱ	2	〃
健康教育学特論Ⅱ	2	〃
健康行動学特論Ⅱ	2	〃
小児健康発達学特論Ⅱ	2	〃
健康生態学特論Ⅱ	2	〃
健康増進科学特論Ⅱ	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

(2) 教育・学習専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
教育人間学特論Ⅱ	2	選択
教育行政特論Ⅱ	2	〃
教育制度特論Ⅱ	2	〃
日本教育史特論Ⅱ	2	〃
高等教育特論Ⅱ	2	〃
高等教育計画特論Ⅱ	2	〃
教育方法学特論Ⅱ	2	〃
社会認識教育内容特論Ⅱ	2	〃
市民的資質教育特論	2	〃
科学教育カリキュラム特論Ⅱ	2	〃
科学教育原理特論Ⅱ	2	〃
乳幼児発達特論Ⅱ	2	〃
乳幼児教育保育特論Ⅱ	2	〃

数理認識発達特論Ⅱ	2	選択
造形表現学習特論Ⅱ	2	〃
幼年音楽表現特論Ⅱ	2	〃
生涯学習支援特論Ⅱ	2	〃
成人学習支援特論Ⅱ	2	〃
継続教育支援特論Ⅱ	2	〃
ジェンダー文化学習特論Ⅱ	2	〃
児童発達支援特論Ⅱ	2	〃
身体運動発達特論Ⅱ	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

(3) 人間行動専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
身体運動処方特論Ⅱ	2	選択
運動心理学特論Ⅱ	2	〃
身体運動制御特論Ⅱ	2	〃
身体システム特論Ⅱ	2	〃
身体運動技術特論	2	〃
スポーツ文化史特論Ⅱ	2	〃
生涯スポーツ特論Ⅱ	2	〃
身体運動障害特論Ⅱ	2	〃
ジェロントロジー特論Ⅱ	2	〃
スポーツジェロントロジー特論Ⅱ	2	〃
身体機能加齢特論Ⅱ	2	〃
宗教社会学特論Ⅱ	2	〃
身体機能調節特論Ⅱ	2	〃
行動適応特論Ⅱ	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

(4) 人間表現専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
音楽療法特論Ⅱ	2	選択
音楽集団活動演習	2	〃
デザイン史特論Ⅱ	2	〃

立体造形演習Ⅱ	2	選択
現代絵画特論Ⅱ	2	〃
図形科学特論Ⅱ	2	〃
声楽表現演習	2	〃
建築文化史特論Ⅱ	2	〃
メディア情報社会特論Ⅱ	2	〃
音楽史特論Ⅱ	2	〃
舞踊表現特論Ⅱ	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

(5) 人間環境学専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
インターンシップⅡ A	2	選択
インターンシップⅡ B	3	〃
インターンシップⅡ C	4	〃
環境植生学特論Ⅱ	2	〃
植物多様性特論Ⅱ	2	〃
環境地球化学特論Ⅱ	2	〃
環境地質学特論Ⅱ	2	〃
水環境科学特論	2	〃
環境有機化学特論Ⅱ	2	〃
環境遺伝子工学特論	2	〃
分析化学特論Ⅱ	2	〃
高次生命機能特論Ⅱ	2	〃
生体超分子化学特論	2	〃
環境創成科学特論Ⅱ	2	〃
理論環境物理学特論	2	〃
紫外線・放射線作用特論Ⅱ	2	〃
粒子物理学特論Ⅱ	2	〃
宇宙環境物理学特論Ⅱ	2	〃
応用統計解析特論	2	〃
非線形数理特論Ⅱ	2	〃
情報論理学特論Ⅱ	2	〃
情報数理方法特論Ⅱ	2	〃
数式処理特論Ⅱ	2	〃
応用幾何学特論Ⅱ	2	〃

住環境材料特論	2	選択
生活空間計画特論Ⅱ	2	〃
機械機能応用特論Ⅱ	2	〃
生活環境心理特論Ⅱ	2	〃
植物環境学特論Ⅱ	2	〃
食環境学特論Ⅱ	2	〃
衣環境特論Ⅱ	2	〃
環境バイオテクノロジー特論Ⅱ	2	〃
電子応用機能特論Ⅱ	2	〃
生活環境共生特論Ⅱ	2	〃
産業社会構造特論Ⅱ	2	〃
都市地域構造特論Ⅱ	2	〃
農村地域構造特論Ⅱ	2	〃
国際社会構造特論Ⅱ	2	〃
社会変動特論Ⅱ	2	〃
憲法秩序特論Ⅱ	2	〃
比較社会規範特論Ⅱ	2	〃
大気環境科学特論	2	〃
大気化学特論	2	〃
環境ストレス科学特論	2	〃
生体環境先端計測特論	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

別表第2 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第37条関係）

専攻	免許状の種類	免許教科
心身発達専攻	特別支援学校教諭専修免許状	
教育・学習専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	
人間行動専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	保健体育 保健体育
人間表現専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽, 美術 音楽, 美術
人間環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科, 数学, 家庭, 社会 理科, 数学, 家庭, 社会

研究科授業の概要

本研究の教育プログラムは、個々の学生が、本研究科在学中のあらゆる機会を通じて身に付けていく知識・スキル・能力・資質の獲得と、それらの自己開発力の獲得とを、トータルにプロデュースし、支援していく組織的な教育プログラムとなっている。

○ 前期課程

前期課程では、研究課題に応じ、基礎科目（各特論など）、展開科目（演習など）、関連科目の積み上げ方式を実施する。また「演習」においては、いくつかの開発されるスキルをシラバスに明記し、スキル開発を重視する。

修士論文指導にあたる「特別研究」では、フィールドワーク、ワークショップ等への参加など実践的な指導を行う。また、修士論文の複数教員指導体制をとる。

後期課程進学志望者については、1年次の「学会参加」、2年次の「学会発表」を支援する。

- 社会人学生については、長期履修制度があり、また、大学設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。
- 研究科共通科目「ヒューマン・コミュニティ創成研究」において、HCセンター、「あーち」、サイエンス・カフェ、インターンシップなどを活用した産学官民協働のフィールド研究活動に積極的に参画する。
- 専攻レベル、研究室レベルで実施されている諸活動（専攻研究セミナー、修士論文発表会など）について、「参加」「運営」といった役割を担うことを通して、社会人基礎力の育成を支援する。

前期課程の共通授業についての概要

ヒューマンコミュニティ創成研究
ヒューマン・コミュニティ創成研究センターの実践的研究に関わっている教員が、各々の実践的研究の解説、考察を行い、研究内容と方法について学生とディスカッションを行うなどの双方向型の授業を行う。ゲストスピーカーも交えて、現実の課題のとらえ方、実践的研究手法、研究組織化のための方法、理論的研究と実践的研究の関係等について具体的に考察する。
特別研究Ⅰ
先行研究の研究に精通するための文献調査法、資料収集法、フィールドワークの技法、アクション・リサーチの技法など、研究に必要な方法論の基本的手法を修得し、研究能力の基礎を固める。
特別研究Ⅱ
フィールドワーク、ワークショップ、プロジェクト研究、作品展などの研究の実際場面に関わり、研究の実際的手法を修得する。

○ 後期課程

後期課程では、後期課程1年次に高度化科目（特論Ⅱ）を履修する。なお、後期課程からの入学者については、基礎科目（特論Ⅰなど）も履修することが望まれるので指導教員と充分相談すること。

前期課程、後期課程の5年間で円滑に博士論文を作成できるようにするため、複数教員による体系的

な論文作成指導システム（基礎論文，プロポーザル，予備審査論文，中間発表，公開最終試験）が準備される。

後期課程3年間においては，学会発表，学会誌論文投稿，研究費獲得のためのプロポーザル執筆，といったきめ細かい支援を行う。特に大学教員を目指す学生は，学部の教育実習に相当する科目「教育能力養成演習」の履修により，実践的な教育力の開発を支援する。

後期課程の共通授業についての概要

教育能力養成演習
大学教員としての教育能力・教育資質の開発を目指し，指導教員の指導監督のもとで，専門領域の基礎的内容を取り扱う学部の講義科目を一つとりあげ，その科目の「目標，シラバス，授業内容，評価手法」を設計し，その中の2回分程度を，実際の学部生を対象にして「模擬授業」を実施する。指導教員，受講学生，本人による三種類の授業評価を実施し，大学の授業づくりを体得する。
特別研究Ⅲ
研究を深化させるため，文献課題，レビュー論文の作成などを通して。国内外の研究状況を把握するための能力発展を目指す。
特別研究Ⅳ
フィールドワーク，ワークショップ，研究会，学会，プロジェクト研究などの企画，運営に参画し，研究を組織化する方法を学習する。

2 神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)

第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文の提出期限は、1月17日とする。ただし、指導教員の認める理由により期限までに修士論文を提出しなかった者及び論文審査に合格しなかった者は、次年度の7月17日までに修士論文を提出することができる。

2 発達支援論コースにおける特定の課題についての研究の成果の提出期限は、2月15日及び8月15日とする。

3 修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出しようとする者は、前2項に規定する修士論文等提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長に届け出なければならない。

(博士論文の提出)

第3条 規程第7条第1項に規定する博士論文の提出期間は、12月1日から同月10日まで及び6月20日から同月30日までとする。

2 規程第10条第1項及び第13条第1項に規定する学位論文は、随時提出することができる。

(修士論文の審査委員)

第4条 規程第8条第2項及び第3項に規定する修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査委員は、指導教員を含め2人以上（指導教員が講師である場合は、3人以上）とする。

(博士論文の予備審査委員会等)

第5条 規程第7条第1項に規定する博士論文の作成能力を問うために、予備審査委員会を置く。

2 規程第10条第1項及び規程第13条第1項に規定する学位の申請があったときは、当該論文を学長に進達すべきか否かを検討するために、内見委員会を置く。

3 予備審査委員会及び内見委員会に関することは、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定める。

(博士論文の審査委員)

第6条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、指導教員を含め5人とする。

2 規程第11条第1項及び規程第13条第1項に規定する博士論文の審査委員は、5人とする。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前2項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者を充てることができる。

(1) 研究科の准教授

(2) 本学の他の研究科の教授又は准教授

(3) 他大学の大学院又は研究所等の教授又は准教授等

(修士論文等の最終試験)

第7条 修士論文等の最終試験は、2月15日から3月10日までの期間内に行う。ただし、第2条第1項ただし書きの規定又は第2項の規定（提出期限を8月15日とする場合に限る。）により、修士論文等を提出した者については、9月1日から同月15日までの期間内に行う。

(博士論文の最終試験及び試験)

第8条 博士論文の審査委員は、博士論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭による最終試験又は規程第9条第1項に規定する試験（以下「試験」という。）を行う。

- 2 審査委員が必要と認めた場合は、筆答による最終試験又は試験を行うことがある。
- 3 最終試験又は試験は、論文審査終了後1月以内に行うものとする。
- 4 第1項に規定する最終試験又は試験は、原則として公開するものとする。

(試問委員)

第9条 規程第12条第2項に規定する試問（以下「試問」という。）を行う場合は、教授会において教授のうちから5人の試問委員を選出する。

- 2 前項の場合において、教授会が必要があると認めるときは、教授以外の者にも試問を委嘱することができる。
- 3 試問委員は、審査委員と同一人であることを妨げない。

(試問の範囲等)

第10条 試問の範囲その他試問に関することは、教授会が別に定める。

(審査結果等の報告)

第11条 審査委員は、修士論文等又は博士論文の審査結果及び最終試験又は試験の結果を教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員は、試問の結果を教授会に報告しなければならない。

(雑 則)

第12条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

3 神戸大学大学院人間発達環境学研究科外国人特別学生の入学に関する規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 研究科において、前2号と同等以上の学力があると認めた者

2 後期課程に外国人特別学生として入学することができる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (4) 研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (6) 日本に居住している者にあつては、外国人登録原票記載事項証明書
- (7) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、筆記試験、口述試験及び提出された書類により行う。

2 国費外国人留学生制度実施要領（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第3条により選定された者及び国外に居住する外国人については、筆記試験及び口述試験を免除することがある。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認

めるときは、学期の初めとすることができる。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

4 神戸大学大学院人間発達環境学研究科長期履修規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第30条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象 者)

第2条 長期履修の申請をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、発達支援論コース（1年履修コース）に所属する者は除く。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）が相当と認めた者

(履修期間等)

第3条 長期履修の期間は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第63条第4項に定める標準修業年限に、2年を超えない範囲内で研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

2 長期履修を行う学生の在学年限（長期履修を行う期間以外の期間を含む。）は、標準修業年限の2倍の年数に、前項の研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

(申 請)

第4条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに長期履修申請書（別記様式第1号）を、指導教員（指導教員が未定の場合にあつては、当該講座の担当教員。以下同じ。）を経て研究科長に提出しなければならない。

(履修期間の変更)

第5条 履修期間の変更を希望する者は、所定の期日までに長期履修期間変更申請書（別記様式第2号）を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(許 可)

第6条 長期履修（履修期間の変更を含む。）の許可は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て研究科長が行う。

(授 業 料)

第7条 長期履修学生が納付する授業料の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

神戸大学大学院人間発達環境学研究科長 殿

申請者

専攻・講座・教育研究分野

学籍番号

氏 名

印

長期履修申請書

下記のとおり、長期履修を希望したいので申請します。

記

1 入学(進学)年月 平成 年 月

2 長期履修を希望する理由

3 履修計画及び研究計画

4 長期履修計画の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(標準修業年限は除く。)

指導教員の所見欄(申請者は記載しないこと)

<p>氏 名</p> <p>印</p>

- (備考) 1 入学後において長期履修学生を希望する場合は、「3 履修計画及び研究計画」に標準修業年限による計画と長期履修計画期間における計画の双方を記載すること。
- 2 「4 長期履修計画の期間」には、在学生については入学後の期間も併せて記載すること。
- 3 規程第2条各号のいずれかに該当することを証明できる書面を添付すること。なお、証明する書面を添付できないときは、その理由を付した書面を添付すること。
- 4 指導教員が未定の場合、「指導教員の所見欄」は「当該講座における審査結果欄」に読み替える。

平成 年 月 日

神戸大学大学院人間発達環境学研究科長 殿

申請者

専攻・講座・教育研究分野

学籍番号

氏 名

印

長期履修期間変更申請書

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので申請します。

記

- 1 入学（進学）年月 平成 年 月
- 2 履修期間の変更を希望する理由
- 3 既に許可されている長期履修期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 4 変更を希望する長期履修期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 5 変更後の通算在学期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 年 月）
- 6 変更後の履修計画及び研究計画

指導教員の所見欄（申請者は記載しないこと）

氏名
印

(備考) 履修期間の変更を希望する理由を証明できる書面がある場合は、添付すること。

長期履修学生の申請等の手続きについて（留意事項）

1 長期履修学生について

長期履修学生とは、大学院人間発達環境学研究科博士課程前期課程の学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出て、各大学等（大学院研究科）が、あらかじめ、その計画的な履修を認めたうえで在学し、修了により学位を取得する正規の学生である。

2 「職業を有している等の事情により」について

職業を有している等の事情とは、次のいずれかに該当するもので、標準修業年限内での修学が困難な者であること。

- (ア) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
- (イ) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (ウ) その他人間発達環境学研究科長が相当と認めた者

3 「修業年限を超えて一定の期間にわたり」について

修業年限を超えて一定の期間の上限年数は、神戸大学教学規則63条に定める標準修業年限（2年）に、プラス2年以内であること。

4 長期履修学生を希望する場合の申請手続きについて

ア 申請手続きの時期等

- (ア) 長期履修学生を希望する学生は、2月20日（後期から希望する場合は8月20日）までに長期履修学生申請書（別記様式第1号：別添）を、指導教員（入学前のため指導教員が未定の場合にあっては、当該講座の担当教員とする。）を経由して研究科長に提出すること。

なお、「在職を証明する書面」とは、勤務先の在職証明書でなくとも、例えば、「身分証明書や健康保険証等の写し」でも良いこと。

- (イ) 在学学生は、長期履修学生申請書の提出に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ、長期履修計画や研究計画をたてること。
- (ウ) 人間発達環境学研究科では、申請の内容について審査のうえ、長期履修学生として承認することがある。

イ 承認された履修期間の変更（延長又は短縮）の申請等

- (ア) 原則として、長期履修学生として承認された期間の変更はできないが、真にやむを得ない事情により、承認された履修期間の変更（延長又は短縮）を必要とするときは、長期履修期間変更申請書（前項様式第2号：別添）を、指導教員を経て研究科長に提出すること。

なお、長期履修期間変更申請書の提出期限は、前期から変更を希望する場合は2月20日まで、後期から変更を希望する場合は8月20日までとすること。長期履修期間の延長を申請する場合であっても、神戸大学大学院人間発達環境学研究科長期履修規程第3条第2項に定める在学年限を超えることはできないので留意すること。（すでに許可された履修期間の延長・短縮は6ヶ月以上の在籍期間がある場合のみ申請を受け付ける。）

- (イ) 長期履修期間変更申請書の作成に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ作成すること。

(ウ) 研究科では、変更申請の内容について審査のうえ、承認することがある。

5 納付すべき授業料の額について

(ア) 長期履修学生の授業料の年額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とすること。

（参考：神戸大学教学規則第84条）

(イ) 学年の途中で修了することが認められた学生が支払う授業料の額は、アにより算出した年額の12分の1に相当する額に在学の月数を乗じて得た額とすること。

(ウ) 学年の途中で在学期間の延長又は短縮が認められる場合において、アにより定められる新たな授業料の額は、翌年度から適用すること。

(エ) 長期履修学生の在学期間の短縮が認められる場合には、短縮後の期間に応じてアにより算出した授業料の年額に当該学生が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、在学期間の短縮を認めるときに支払うこと。

(オ) 授業料の年額の算出に当たっては下記を参照するほか、詳細については教務学生係に照会すること。

（参 考）

ケース1

平成23年度に本研究科博士前期課程（標準修業年限2年）に入学した学生Aさんが、入学時に4年間の長期履修を認められた場合（平成24年度以降は授業料の改定がないものとして算出）

(年次)	年 度	通常の学生の場 合	長 期 履 修 学 生 の 場 合	比較増△減額
(1年次)	平成23年度	(A) 円 535,800	(B) $535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	(B - A) 円 -
(2年次)	平成24年度	535,800	$535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	-
(3年次)	平成25年度		$535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	-
(4年次)	平成26年度		$535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	-
	計	1,071,600	1,071,600円	0

ケース2

平成23年度に本研究科博士前期課程（標準修業年限2年）に入学した学生Bさんが、2年次に進級するとき、残りの1年間に於いて2年間の長期履修（通算3年）を認められた場合（平成24年以降は授業料の改定がないものとして算出）

(年次)	年 度	通常の学生の場 合	長 期 履 修 学 生 の 場 合	比較増△減額
(1年次)	平成23年度	(A) 円 535,800	(B) (通常の学生として在籍) 535,800円	(B - A) 円 -
(2年次)	平成24年度	535,800	$535,800円 \times 2年 \div 3年 = 357,200円$	-
(3年次)	平成25年度		$535,800円 \times 2年 \div 3年 = 357,200円$	-
	計	1,071,600	1,250,200円	178,600

6 その他長期履修学生について疑義があるときは、教務学生係に照会すること。

5 神戸大学大学院人間発達環境学研究科科目等履修生規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第34条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 健康診断書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他研究科において必要と認める書類

2 官公庁、会社等に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第5条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(履修期間)

第6条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわ

らず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第7条 履修することのできる授業科目は、1学期3科目以内とする。

2 履修を許可する授業科目は、年度ごとに別に定める。

(試験)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第9条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第10条 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第11条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

6 神戸大学大学院人間発達環境学研究科聴講生規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第35条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104号第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 健康診断書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他研究科において必要と認める書類

2 官公庁、会社等に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第5条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(聴講期間)

第6条 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわ

らず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第7条 聴講することのできる授業科目は、1学期3科目以内とする。

2 聴講を許可する授業科目は、年度ごとに別に定める。

(聴講証明書の交付)

第8条 聴講した授業科目については、聴講証明書を交付することができる。

(退 学)

第9条 聴講生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第10条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

(1) 聴講生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

7 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究生規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第36条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 後期課程に研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (4) 研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特に神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）が認めたときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 健康診断書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他研究科において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のための研究生を志願するものであることを記載した本人の確約書

- (2) 会社等の事業目的の追求のためにその者を派遣するものでないことを記載した所属長の確約書
- (3) 在職のまま研究生として入学することについての所属長の承諾書

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学科及び授業料)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学科及び授業料を納付しなければならない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(研究)

第8条 研究生は、教授会の定める指導教員の指導の下で研究を行うものとする。

- 2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(研究証明書の交付)

第9条 研究事項について証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

(退学)

第10条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第11条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 研究生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行し、改定後の第2条第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

8 入学前の既修得単位認定に関する内規

(平成19年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学教学規則第75条及び神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第20条の規定による入学前の既修得単位の認定について定めるものとする。

(認定単位数)

第2条 認定できる授業科目の単位数は、10単位を限度とする。ただし、後期課程においては2単位を限度とする。

(申 請)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定した期日までに、指導教員と相談し、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本研究科所定の様式）
- (2) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（シラバス、講義要項等）

(審 査)

第4条 既修得単位の認定の審査は、申請した授業科目ごとに当該授業担当教員が試験（筆記又は口頭）により行う。

(成 績)

第5条 認定した授業科目の成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

9 神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別聴講学生規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第32条第1項の規定に基づき、特別聴講学生に関する必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 本研究科との協定に基づき、他大学大学院から特別聴講学生の受入れ依頼があったときは、教授会の承認を得て、特別聴講学生として許可する。

(出願手続)

第3条 特別聴講学生を志望する者は、所属大学の研究科長（研究科長を置かない研究科にあつては、当該大学の学長とする。）を経て、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（本研究科所定用紙）
- (2) 在学中の大学院の学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(授業料等)

第4条 特別聴講学生は、履修する授業科目に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者については、授業料を徴収しない。

- (1) 国立大学法人の学生
- (2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生
- (3) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省高等教育局長裁定）に基づく、大学間協定による公立又は私立の大学の学生

3 特別聴講学生に関わる検定料及び入学金は徴収しない。

(許可の取り消し)

第5条 特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき

附 則

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

10 神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別研究学生内規

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第33条の規定による特別研究学生に関する必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 本研究科との協定に基づき、他大学大学院から特別研究学生の受入れ依頼があったときは、本教授会の承認を得て、特別研究学生として研究指導を受けることを許可する。

(手 続 き)

第3条 特別研究学生を志望する者は、所属大学の研究科長（研究科長を置かない研究科にあつては当該の学長とする。）を経て、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生願書（本研究科所定用紙）
- (2) 在学中の大学院の学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(授業料等)

第4条 特別研究学生は、研究期間に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しないことを協定した学校から受け入れた者については、授業料を徴収しない。
- 3 特別研究学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。
- 4 研究指導を受けるために必要な費用は、特別研究学生の負担とする。

(受入れ時期及び研究期間)

第5条 特別研究学生の受入れ時期は、4月及び10月とする。ただし、特に教授会が認めたときは、この限りでない。

- 2 研究期間は、前期課程にあつては1年、後期課程にあつては2年を超えないものとする。

(許可取り消し)

第6条 特別研究学生が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき

附 則

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

11 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程（後期課程） における特例修了に関する申合せ

（平成19年3月30日制定）

（趣 旨）

第1条 この申合せは、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則第29条第3項ただし書の規定により修了する者（以下「特例修了」という。）に関する取扱いを定める。

（特例修了者）

第2条 特例修了ができる者は、次のいずれにも該当しているものとする。

- (1) 指導教員から推薦された者
- (2) 所定の単位を修得した者

（特例終了の時期）

第3条 特例修了の時期は、学年又は学期の末日とする。

（特例修了の申請）

第4条 特例修了の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指導教員（新生にあつては、指導予定教員とする。）の推薦理由書（別紙様式）及び研究業績一覧を添えて、次の各号に掲げる期日までに研究科長に提出しなければならない。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。

- (1) 1年次の末日で課程修了を申請する場合 新生ガイダンス実施日
- (2) 2年次前期の末日で課程修了を申請する場合 1年次の6月15日
- (3) 2年次の末日で課程修了を申請する場合 1年次の1月15日
- (4) 3年次前期の末日で課程修了を申請する場合 2年次の6月15日

（特例修了検討委員会）

第5条 研究科長は、前条の申請があつたときは、直ちに特例修了検討委員会を設置し、申請者の資格等を検討させるものとする。

2 特例修了検討委員会は、主たる指導教員を含め5人で構成するものとする。

（申請資格の決定）

第6条 申請資格の決定は、教授会が行う。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。

(別紙様式)

平成 年 月 日

人間発達環境学研究科長 殿

指導(予定)教員 _____ 印

特例修了の推薦について

下記の者は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則第29条第3項ただし書の定める研究業績に関し、特に優れた業績を上げ、博士課程修了者として相応しい能力及び学識を有しているものと判断し、ここに特例修了候補者として推薦いたします。

記

専攻名	
入学年月	平成 年 月入学
学籍番号	
氏名	
生年月日	年 月 日生

1. 推薦理由

2. 予備審査論文題目

3. 研究業績目録〔次の項目を網羅した目録を作成し、併せて提出すること。〕

(1) 著書・論文名 (2) 発行雑誌名又は発行所 (3) 巻・頁・発行年

4. 課程修了に必要な単位修得状況(履修中の場合は、単位修得計画を示すこと。)

12 交通機関の運休、気象警報発令の場合における授業、 学期末試験の休講措置について

(平成16年4月1日決定)

1 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、3時限目（午後）の授業から実施する。

2 気象情報発令の場合

神戸市に気象警報（暴風、大雪、暴風雪）が発令された場合、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、3時限目（午後）の授業から実施する。

注1 解除又は運行の確認は、テレビ、ラジオ等の報道による。

注2 演習等小人数の授業については、担当教員と受講者が相談して、授業を行うことがある。

注3 この取扱いは平成22年9月1日から適用する。

13 人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について

(平成19年4月1日制定)

本研究科における修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の指導体制及び提出方法等は下記のとおりとする。

記

1 修士論文等の提出資格

修士論文等を提出しようとする者は、題目届までに授業科目を16単位以上を修得していること。

2 修士論文等の指導及び題目届

(1) 指導は、指導教員2名以上（うち主となる指導教員1名）の複数指導体制とする。

(2) 修士論文等を提出する者は、1年次の6月末までに「研究計画の概要」を指導教員に提出するものとする。また、2年次以降（発達支援論コース（1年履修コース）は、1年次）に題目届を提出するに当たっては「研究の進行状況」を指導教員に報告のうえ、論文等の題目について承認を得るものとする。

3 修士論文等の提出期限

修士論文の提出期限は、1月17日とし、3月前（10月17日）までに、指導教員の承認を得て所定の様式で論文題目を提出するものとする。次年度の9月修了予定者は、提出期限（7月17日）の3月前（4月17日）までに、上記の手続きで論文の題目を提出するものとする。

ただし、発達支援論コース（1年履修コース）の特定の課題についての研究の成果の提出期限は、2月15日及び8月15日とし、その題目の提出期限は11月15日及び、5月15日とする。

なお、提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の業務日とする。

4 修士論文等の審査

修士論文等の審査は、指導教員を含め、教授及び准教授のうちから教授1人を含む2人以上（指導教員が講師の場合、教授及び准教授のうちから教授1人を含む2人以上と指導教員の3人以上）の審査委員により行い、審査結果を教授会に報告し、承認を得るものとする。

5 特例修了者に係る修士論文の提出資格判定

優れた業績をあげ、1年又は1年6月の在学で修士論文を提出する者については、指導教員の承認を得て、判定に必要な修士論文等を所定の期日（※）までに研究科長へ提出するものとする。

上記の提出があった場合、研究科長は判定委員会を構成するものとし、判定委員会は、提出された修士論文等に基づき、提出資格の有無を判定する。

判定委員会の構成は、当該講座1名、所属専攻1名、指導教員1名、他専攻2名の計5名とする。

※所定の期日…修学期間が1年の場合（3月修了者）は、10月17日とし、1年6月の場合（9月修了者）は、5月15日とする。なお、提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の業務日とする。

6 修士論文等の公開

(1) 学生の所属する専攻又は講座で修士論文等の発表会を開催するなど、研究成果を公開し、その水

準の維持向上を図るものとする。

- (2) 研究科は、毎年度、修士論文等個々の概要をまとめた冊子を作り、各専攻又は講座及び図書室に備えて、閲覧に供するものとする。

14 修士論文作成要領

(平成19年4月1日制定)

1. 論文は、原本1通、副本2通（原則として）を提出するものとする。提出にあたっては、あらかじめ指導教員の点検を受け、承認を得ておくこと。
2. 論文の作成方法は、A4判サイズで縦位置、横書を基本とする。
論文の長さは、外国語による場合はそれに相当するものと各講座において規定したものとする。
3. 論文には、別に定める論文要旨を添付するものとする。
4. 論文は、参考例のとおり表紙を付して、仮綴にして提出すること。
5. 様式等に関するその他の事項については、指導教員の指示に従うものとする。

参考例（クロス表紙等）

○ ● ○	年 月 日提出
	修 士 論 文
	論 文 題 目
	指導教員 ○ ○ ○ ○ 教授
	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 ○○○○ 専攻 △ △ △ △ 講座 学籍番号・氏名 △△△△△ ○ ○ ○ ○

上は3センチ空白

→47字 (目安)

タ イ ト ル (15ポイント)

↓

45行 (目安)

—サブタイトル (9ポイント)—

所属専攻・講座

学 生 氏 名

指導教員氏名 ○ ○ ○ ○

(12ポイント)

要旨○○○○○○○・・・ (9ポイント)

(作成要領)

1. 論文要旨は縦位置，横書とし，A4判サイズで2ページとする。
2. 日本語による場合は，1ページにつき，一行47字，45行の範囲内でまとめることを目安とする。外国語による場合は，それに相当するものとする。
3. 基本ポイントは9ポイントとする。
4. 1ページ目は次の指定を基準とする。
 - 1～2行目にタイトルを記入する (15ポイントを指定)。
 - 3行目はタイトルが長かったり，サブタイトルがある場合に記入する。
 - 4行目は空白とする。
 - 5～7行目は右端に所属専攻・講座，氏名，指導教員名を記入する (12ポイントを指定)
 - 8行目は空白とする。
 - 9行目から論文要旨を記入する。
5. 論文要旨 (日本語又は外国語)，図・表等すべての完全原稿を作成し，提出するものとする。(オフセット印刷のため)

(注) 指導教員の点検を受け，承認を得たものを提出する。提出後の原稿訂正は認めない。

下は3センチ空白

左は
2.5
センチ
空白

右は
2.5
センチ
空白

15 課程博士論文の指導体制等について

1 課程博士論文提出及び審査の流れ（3月修了の場合）

学年次	月	事項
1 学年	4 月	・ 指導教員 3 名（うち主となる指導教員 1 名）を決定 ・ 博士論文指導委員会設置
	4 月末	博士論文構想の提出
	2 月末	基礎論文提出
	3 月	・ 基礎論文審査
2 学年	4 月	・ 博士論文指導委員会審査報告
	2 月末	予備審査論文提出
3 学年	4 月	・ 博士論文予備審査申請・予備審査委員会を組織
	6 月	・ 中間報告
	9 月	・ 予備審査委員会審査報告 ・ 教授会による博士論文提出資格認定
	12月 1 日～10日	博士論文提出
	12月	・ 本審査申請・審査委員会を組織
	12月～ 2 月	・ 本審査
	2 月 1 日～13日	・ 論文公開
	14日～28日	・ 公開による最終試験
3 月 1 日まで	・ 最終審査結果報告 教授会による学位授与の可否の決定 ・ 研究科長から学長への報告 ・ 学長による学位記授与	

2 課程博士論文提出及び審査の流れ（留年：9月修了の場合）

学年次	月	事項
3 学年	12月中旬	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">予備審査論文提出</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 博士論文予備審査申請・予備審査委員会を組織
	2 月	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">中間報告会</div>
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備審査委員会審査報告 ・ 教授会による博士論文提出資格認定
翌年度	6 月20日～30日	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">博士論文提出</div>
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本審査申請・審査委員会を組織 ・ 本審査
	8 月18日～31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論文公開
	9 月 1 日～ 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開による最終試験
	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終審査結果報告 ・ 教授会による学位授与の可否の決定 ・ 研究科長から学長への報告 ・ 学長による学位記授与

3 課程博士論文提出及び審査の流れ（特例修了の場合）

(1) 特例修了1年の場合

学年次	月	事項
* 入学試験合格後新入生ガイダンスまでに		
1 学年	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・特例修了の申請 ・特例修了検討委員会の設置 ・指導教員 3 名（うち主となる指導教員 1 名）を決定 ・教授会で申請資格を決定 ・予備審査委員会を組織
	5 月末	予備審査論文および参考論文を提出
	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・予備審査論文および参考論文について審査し，特例修了（1 年）の可否を判定 ・教授会で報告 ・中間報告会
	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・予備審査委員会審査報告 ・教授会による博士論文提出資格認定

（以下，3 月修了の場合の第 3 学年 12 月 1 日以降の日程に同じ）

(2) 特例修了1年6月の場合

学年次	月	事項
1 学年	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導教員 3 名（うち主となる指導教員 1 名）を決定 ・博士論文指導委員会を組織
	4 月末	博士論文構想の提出
	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・特例修了の申請 ・特例修了検討委員会の設置 ・教授会で申請資格を決定
	7 月	予備審査委員会を設置
	11 月	予備審査論文および参考論文を提出
	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・予備審査論文および参考論文について審査し，特例修了（1 年 6 月）の可否を判定 ・教授会で報告

（以下，留年：9 月修了の場合の 2 月以降の日程に同じ）

(3) 特例修了2年の場合

学年次	月	事項
1 学年	4 月	・指導教員3名（うち主となる指導教員1名）を決定 ・博士論文指導委員会を組織
	4 月末	博士論文構想の提出
	1 月	・特例修了の申請 ・特例修了検討委員会の設置 ・教授会で申請資格を決定
2 学年	2 月	・予備審査委員会を組織
	5 月末	予備審査論文および参考論文を提出
	6 月	・予備審査論文および参考論文について審査し、特例修了（2年）の可否を判定 ・教授会で報告 ・中間報告会
	9 月	・予備審査委員会審査報告 ・教授会による博士論文提出資格認定

（以下、3月修了の場合の第3学年12月1日以降の日程に同じ）

(4) 特例修了2年6月の場合

学年次	月	事項
1 学年	4 月	・指導教員3名（うち主となる指導教員1名）を決定 ・博士論文指導委員会を組織
	4 月末	博士論文構想の提出
	2 月末	基礎論文提出
2 学年	3 月	・基礎論文審査
	4 月	・博士論文指導委員会審査報告
	6 月	・特例修了の申請 ・特例修了検討委員会の設置 ・教授会で申請資格を決定
	7 月	・予備審査委員会を組織
	11 月	予備審査論文および参考論文を提出
	12 月	・予備審査論文および参考論文について審査し、特例修了（2年6月）の可否を判定 ・教授会で報告 ・中間報告会
	3 月	・予備審査委員会審査報告 教授会による博士論文提出資格認定

（以下、留年：9月修了の場合の6月20日以降の日程に同じ）

4 (別表)課程博士論文提出及び審査の流れ(留年を含む。)

No.	事 項	3月修了	9月修了(留年)
1	指導教員3人決定	1学年4月	
2	博士論文指導委員会設置	1学年4月の教授会	
3	基礎論文提出	1学年2月末	2学年8月末
4	博士論文指導委員会審査報告 (予備審査論文提出資格認定)	2学年4月の教授会	2学年10月末の教授会
5	予備審査論文提出	2学年2月末日	3学年12月中旬
6	予備審査委員会設置	3学年4月の教授会	3学年12月の教授会
7	中間報告会	3学年6月第4金曜日	3学年2月
8	博士論文提出資格認定	3学年9月の教授会	3学年3月の教授会
9	博士論文提出	3学年12/1~10	翌年度6/20~30
10	本審査委員会設置	3学年12月の教授会	翌年度7月の教授会
	論文公開	3学年2/1~13	翌年度8/18~31
11	最終試験	3学年2/14~28	翌年度9/1~7
12	修了判定	3学年3月の教授会	翌年度9月の教授会

5 (別表)課程博士論文提出及び審査の流れ(特例修了の場合)

修了期間1年の場合, 1年6月の場合

No.	事 項	3月修了(1年)	9月修了(1年6月)
1	特例修了申請	1学年新入生ガイダンスまでに	
2	特例修了検討委員会設置	1学年4月	
3	指導教員3名決定	1学年4月	1学年4月
4	申請資格決定	1学年4月の教授会	
5	博士論文指導委員会設置		1学年4月の教授会
6	基礎論文提出		
7	博士論文指導委員会審査報告 (予備審査論文提出資格認定)		
8	特例修了申請		1学年6月
9	特例修了検討委員会設置		1学年6月
10	申請資格決定		1学年6月の教授会
11	予備審査委員会設置	1学年4月の教授会	1学年7月の教授会
12	予備審査論文等提出	1学年5月末	1学年11月
13	特例修了の可否判定	1学年6月の教授会	1学年12月の教授会
14	中間報告会	1学年6月	1学年2月
15	博士論文提出資格認定	1学年9月の教授会	1学年3月の教授会
16	博士論文提出	1学年12/1~10	2学年6/20~30

17	本審査委員会設置	1 学年12月の教授会	2 学年 7 月の教授会
	論文公開	1 学年 2 / 1 ~13	2 学年 8 /18~31
18	最終試験	1 学年 2 /14~28	2 学年 9 / 1 ~ 7
19	修了判定	1 学年 3 月の教授会	2 学年 9 月の教授会

修了期間 2 年の場合, 2 年 6 月の場合

No.	事項	3 月修了(2 年)	9 月修了(2 年 6 月)
1	指導教員 3 名決定	1 学年 4 月	1 学年 4 月
2	博士論文指導委員会設置	1 学年 4 月の教授会	1 学年 4 月の教授会
3	基礎論文提出		1 学年 2 月末
4	博士論文指導委員会審査報告 (予備審査論文提出資格認定)		2 学年 4 月の教授会
5	特例修了申請	1 学年 1 月	2 学年 6 月
6	特例修了検討委員会設置	1 学年 1 月	2 学年 6 月
7	申請資格決定	1 学年 1 月の教授会	2 学年 6 月の教授会
8	予備審査委員会設置	1 学年 2 月の教授会	2 学年 7 月の教授会
9	予備審査論文等提出	2 学年 5 月末	2 学年11月
10	特例修了の可否判定	2 学年 6 月の教授会	2 学年12月の教授会
11	中間報告会	2 学年 6 月	2 学年12月
12	博士論文提出資格認定	2 学年 9 月の教授会	2 学年 3 月の教授会
13	博士論文提出	2 学年12/ 1 ~10	3 学年 6 /20~30
14	本審査委員会設置	2 学年12月の教授会	3 学年 7 月の教授会
	論文公開	2 学年 2 / 1 ~13	3 学年 8 /18~31
15	最終試験	2 学年 2 /14~28	3 学年 9 / 1 ~ 7
16	修了判定	2 学年 3 月の教授会	3 学年 9 月の教授会

6 後期課程の研究指導体制について

人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

本研究科後期課程では、次の体制により研究指導を行う。

- ・指導は、指導教員3名（うち主となる指導教員1名）の複数指導教員体制を実施する。指導教員には、2名の教授を含むものとする。
- ・博士論文指導委員会は、指導教員3名（うち主となる指導教員1名）をもって構成する。
- ・博士論文指導委員会は入学した4月末日までに設置する。

7 基礎論文提出要領

大学院人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

研究科後期課程学生は、予備審査論文作成能力を問うために、博士論文題目に関する基礎論文を次の要領によって作成する。

I. 提出書類

1. 基礎論文内容の要旨
2. 基礎論文

II. 作成要領

1. 基礎論文内容の要旨
 - 1) 別紙様式1により3通作成すること。
 - 2) 記載は、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。
 - 3) 日本語または英語で記述すること。
 - 4) 日本語の場合1,000～3,000字、英語の場合はダブルスペースで500～1,000語でまとめること。
2. 基礎論文
 - 1) 共著でないこと。
 - 2) 日本語または英語で記述すること。
 - 3) 記載は縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。
 - 4) 原則として、日本語によるものはA4判（40字×30行）、15ページ以上、英語によるものは、A4判（1インチ10文字、60字×30行、ダブルスペース）、20ページ以上とする。（図表を含む。）
 - 5) 論文は印刷とする。
 - 6) 冊数は1編3通とする。

8 予備審査論文提出要領

人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

本研究科後期課程学生は、博士論文の審査を願い出る前に、必ず、この要領に従って書類を作成し、予備審査を受けなければならない。書類提出に当たっては、あらかじめ指導教員に提出書類の点検を受けること。

I. 提出書類

1. 予備審査論文審査願
2. 予備審査論文内容の要旨
3. 予備審査論文

II. 作成要領

1. 予備審査論文審査願
別紙様式1により1通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
2. 予備審査論文内容の要旨
 - 1) 別紙様式2により5通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
 - 2) 記載は、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。
 - 3) 日本語または英語で記述すること。
 - 4) 日本語の場合1,000～3,000字、英語の場合はダブルスペースで500～1,000語でまとめること。
3. 予備審査論文
 - 1) 共著でないこと。
 - 2) 日本語または英語で記述すること。
 - 3) 記載は、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。簡易製本すること。
 - 4) 原則として、日本語によるものはA4判(40字×30行)、30ページ以上、英語によるものはA4判(1インチ10文字、40字×30行)、50ページ以上とする。(図表を含む。)
 - 5) 論文は、印刷とする。
 - 6) 冊数は1編5通とする。

9 博士論文提出要領

人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

本研究科在学中に学位論文の審査を願い出る者は、この作成要領に従って書類を作成し、書類提出に当たっては、あらかじめ指導教員に提出書類の点検を受けること。

I. 提出書類

1. 学位論文審査願
2. 論文目録
3. 学位論文
4. 学位論文内容の要旨
5. 履歴書
6. その他参考論文等

II. 提出要領

1. 学位論文審査願
別紙様式1により1通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
2. 論文目録
別紙様式2により1通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
3. 学位論文
 - 1) 共著でないこと。
 - 2) 日本語または英語で記述すること。
 - 3) 記載は、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとし、製本のために空白をとっておくこと。
 - 4) 原則として、日本語によるものはA4版(40字×30行)、英語によるものは、A4版(1インチ10文字、60字×30行、ダブルスペース)、ページ数は各講座による。
 - 5) 論文は、印刷とする。
 - 6) 参考例に従って仮製本すること。
 - 7) 1編9通とする。
4. 学位論文内容の要旨
 - 1) 別紙様式3により8通作成すること。
 - 2) 記載は、A4版、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。
 - 3) 日本語または英語で記述すること。
 - 4) 日本語の場合3,000~6,000字、英語の場合はダブルスペースで約1,000~2,000語でまとめること。
5. 履歴書
別紙様式4により1通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
6. その他参考論文等
所属する学会や外国の学術研究団体等のレフェリー付きの論文1点およびこれに準じる論文1点の計2点を含む(掲載予定証明のある場合を含む。)ものとし、1点につき6通とする。

III. 印刷公表の方法

1. 公表は単行の書籍または学術雑誌などの公刊物(以下「公刊物」という。)に掲載して行うこと。
2. 公表は原則として学位論文そのものを全文公表すること。
3. 自費出版などによるもので、購読できるものが限定されている出版物であっても、大学、その他の学術機関等に配布されたものについては、公刊物として扱うことができる。

(別紙様式 4)

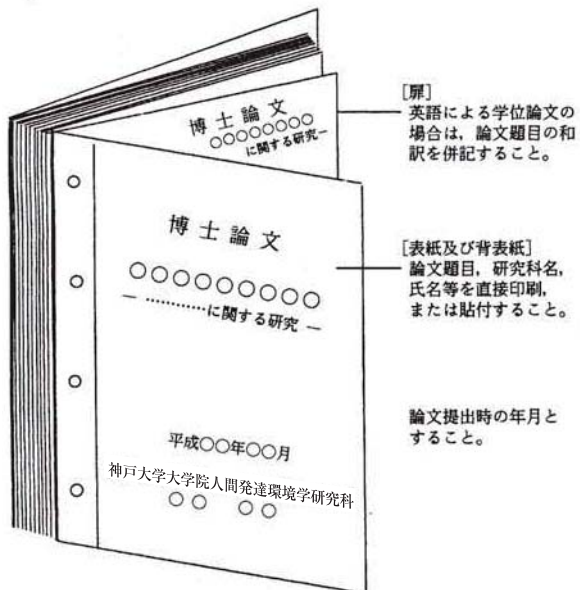
履 歴 書

ふりがな 氏 名	男・女	本 籍 または 国 籍	都・道 府・県
年 月 日生(満 歳)	電 話 () -		
現住所	-		
区 分	年 月 日	事 項	
学 歴	年 月 日	高等学校 卒業	
職 歴			
学 会 等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名			

A 4 (297mm×210mm)

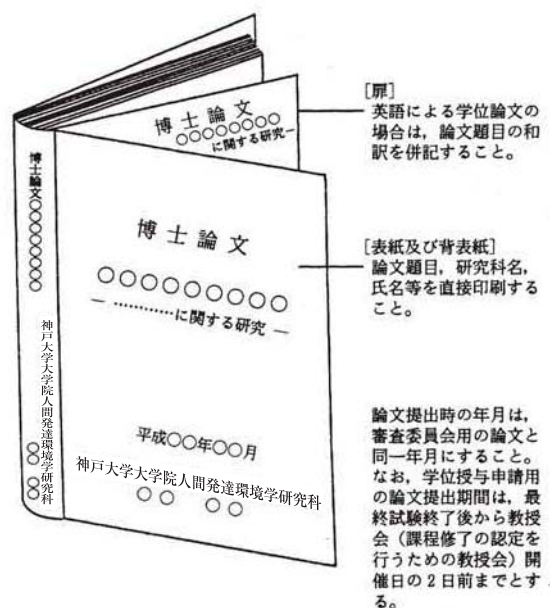
参考例

審査委員会用 (提出部数 6通)



※ クロス表紙等で仮綴すること。

学位授与申請用 (提出部数 3通)



※ 簡易製本とすること。

10 博士論文審査要領

人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

[正規課程修了の場合]

1. 教授会は、課程博士論文作成能力を問うために、博士論文予備審査を行う。
2. 予備審査委員会の構成は、指導教員を含め5人とする。
3. 予備審査委員は、後期課程の教授2人を含む本研究科の教授とする。また、次の者を委員に充てることができる。
 - 1) 本研究科の准教授
 - 2) 本学の他研究科の教授または准教授
 - 3) 他の大学院または研究科等の教授または准教授等
4. 教授会は、予備審査委員会の報告を受け、課程博士論文提出資格を審議し、課程修了見込みの6か月前までに認定する。
5. 上記資格認定された者から、博士論文論文審査申請が出された場合、教授会は博士論文審査委員会（以下「審査委員会」と呼ぶ。）を組織する。
6. 審査委員会の構成は、指導教員を含め5人とする。
7. 審査委員は、後期課程の教授2人を含む本研究科の教授とする。また、次の者を委員に充てることができる。
 - 1) 本研究科の准教授
 - 2) 本学の他研究科の教授または准教授
 - 3) 他の大学院または研究科等の教授または准教授等
8. 審査委員会は、博士論文を中心とした最終試験を実施する少なくとも2週間前から、提出された博士論文および関係資料を公開する。
9. 審査委員会は、博士論文を中心とした最終試験を原則として公開で行い、試験結果を教授会に報告する。報告を受けた教授会は、博士号授与の可否について審議し、投票で決定する。

[特例修了の場合]

教授会は、人間発達環境学研究科規則第29条第3項ただし書きにより、修了しようとする者がいる場合には次のとおり審査を実施する。

- 1) 2年未満で修了しようとする場合には、入学時にその意向を指導教員に申し出させ、4月末までに予備審査委員会を設置する。申し出た者には、5月末までに予備審査論文およびレフェリーつき論文を原則とする参考論文を提出させ、それらについて審議し、予備審査委員会は特例修了の可否をただちに判定し、教授会に報告する。認定を受けた者には、正規課程修了者の審査要領に従い、審査する。
- 2) 2年以上3年未満で修了しようとする場合には、入学時にその意向を指導教員に申し出させ、4月末までに博士論文指導委員会を設置する。申し出た者には、5月末までに基礎論文およびレフェリーつき論文を原則とする参考論文を提出させ、それらについて指導委員会は、特例修了の可否および予備審査論文作成能力をただちに判定し、教授会に報告する。認定を受けた者には、正規課程

修了者の審査要領に従い，審査する。

(注) 特例修了については，「人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）における特例修了に関する申合せ」を参照すること。

11 神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位（論文博士）授与に関する内規

（平成19年4月1日制定）

（趣 旨）

第1条 この内規は、神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則第12条の規定に基づき、本研究科における学位（論文博士）の授与について、必要な事項を定めるものとする。

（学位申請資格）

第2条 本研究科に学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、5年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教授会において資格があると認められた者

（研究歴）

第3条 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学院、大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学院、大学の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
（修士課程は2年、博士課程は3年を上限とする。）
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) その他教授会において認められた期間

（学位論文等の提出）

第4条 学位申請者は、次の各号に掲げる書類等を学位論文の内容に関係の深い学術領域の本研究科博士課程後期課程の教授（以下「推薦教授」という。）の推薦を受けた上、発達科学部教務学生係に提出すること。

- (1) 学位申請書（所定の用紙を交付する。） 1通
- (2) 論文目録（所定の用紙を交付する。） 1通
- (3) 学位論文 8通
- (4) 学位論文内容の要旨 8通
- (5) 履歴書 1通
- (6) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書 1通
- (7) 在職・研究従事内容証明書（所定の用紙を交付する。）又は博士課程所定単位修得退学証明書 1通
- (8) その他参考論文等 6通

次の①又は②に掲げる参考論文等のいずれかを必ず含むこと。

- ① 著書（単著） 1点
- ② 所属する学会や外国の学術研究団体等のレフェリーつきの論文2点及びこれに準じる論文1点の計3点（掲載予定証明のある場合を含む。）

(内見委員会)

第5条 研究科長は、学位の申請があったときは、当該論文を学長に進達すべきか否かを検討するため内見委員会を置く。

- 2 内見委員会の構成は、推薦教授を含め推薦教授の推薦に基づき教授会で選出した3人とする。
- 3 内見委員会は、審査の結果を速やかに教授会に報告するものとする。

(学長への進達)

第6条 教授会は、内見委員会の審査結果の報告に基づき、当該論文を学長に進達すべきか否かを決定するものとする。

- 2 前項の決定については、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数の賛成がなければならない。
- 3 研究科長は、第1項の規定により受理決定された当該論文を、論文審査料5万7千円を添え、学長に進達するものとする。

(審査委員会)

第7条 学長から論文審査の付託があったときは、学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会の構成は、推薦教授を含め推薦教授の推薦に基づき教授会で選出した5人とする。
- 3 審査委員は、後期課程の教授2人を含む本研究科の教授とする。ただし、教授会において必要と認めるときは、次の者を審査委員に充てることできる。

- (1) 本研究科の准教授
- (2) 本学の他研究科の教授又は准教授
- (3) 他大学の大学院又は研究所等の教授又は准教授等

(試 験)

第8条 審査委員会は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭により試験を行う。

- 2 審査委員会は、博士論文を中心とした試験を実施する少なくとも2週間前から、提出された博士論文及び関係資料を公開する。
- 3 第1項に規定する試験は、原則として公開で行う。

(学力の確認)

第9条 審査委員会は、学位申請者が本研究科の課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認するため、筆答又は口頭による学力の確認（以下「試問」という。）を行う。

- 2 試問は、学位申請者の学術領域の専門科目若しくは審査委員会が必要と認めた科目（外国語を含む。）について行う。
- 3 審査委員会が必要と認めたときは、教授会の承認を得て審査委員以外の教員にも試問を委嘱することができる。
- 4 審査委員会が学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうると判断した場合は、試問を省略することができる。

(試験及び試問の実施時期)

第10条 前2条に規定する試験及び試問は、論文審査終了後1か月以内に行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員会は、論文審査及び試験並びに試問が終了したときは、次に掲げる事項を教授会に報

告しなければならない。

(1) 学位論文の審査結果の要旨

(2) 試験及び試問の結果の要旨

(雑 則)

第12条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は平成19年4月1日から施行する。

12 学位（論文博士）論文等作成要領

（平成13年12月19日制定）

本研究科に学位論文の審査を願い出る者は、この作成要領に従って書類を作成し、提出に当たっては、あらかじめ推薦教授に提出書類の点検を受けること。

I. 学位申請書

1. 別紙様式1により作成すること。（所定の用紙を交付する。）
2. 退学者（博士課程所定単位修得退学者）が再入学しないで学位を申請する場合には「第13条」（神戸大学学位規程）、それ以外の学位申請者は「第10条」（同規程）の規定の適用となる。

II. 論文目録

1. 別紙様式2により作成すること。（所定の用紙を交付する。）
2. 題目（副題を含む。）は、提出論文のとおり記載すること。
3. 印刷公表の方法及び時期について
 - 1) 公表は単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物（以下「公刊物」という。）に掲載して行うこと。
 - 2) 公表は原則として学位論文そのものを全文公表すること。
 - 3) 自費出版等によるもので、購読できるものが限定されている出版物であっても、大学、その他の学術機関等に配布されたものについては、公刊物として扱うことができる。
 - 4) 未公表のものについては、その公表の方法及び時期の予定を記載し、予定が定まっていない場合は、未定とすること。

既に投稿し、学会等において、掲載期日が決定しているが、学位論文提出時において、印刷公表していないものは次のとおり記載すること。

記載例 題目○○○○○○○○○○ ○○○○○○学会誌○巻○号
平成 年 月 日掲載予定

4. 冊数は、学位論文1通についての冊数を記載すること。
5. 参考論文等について
次の①又は②に掲げる参考論文等のいずれかを必ず含むこと。
 - ① 著書（単著） 1点
 - ② 所属する学会や外国の学術研究団体等のレフェリー付きの論文2点及びこれに準じる論文1点の計3点（掲載予定証明のある場合を含む。）

III. 学位論文

1. 共著でないこと。
2. 原則として日本語で記述すること。
3. 単行の書籍等で提出する学位論文を除き、次の各号によって作成すること。
 - 1) 論文は印刷すること。
 - 2) 記載は、A4版（40字×30行）、縦位置、横書き又は横位置、縦書きとし、製本のために空白をとっておくこと。
 - 3) ページ数は、推薦教授の判断による。

4) 簡易製本すること。

IV. 学位論文内容の要旨

1. 別紙様式3により作成すること。
2. 記載は、A4版、縦位置、横書きとする。
3. 原則として日本語で記述すること。
4. 原則として日本語で、3,000字～6,000字でまとめること。

V. 履歴書

1. 別紙様式4により作成すること。(所定の用紙を交付する。)
2. 氏名について
戸籍(旧姓使用可)又は外国人登録原票記載事項証明書(記載されている通称名使用可)のとおりに記入すること。
3. 現住所について
 - 1) 住民票に記載されている住所を記入すること。
 - 2) 各種の連絡、通知に支障のないよう、団地名、番号等も記入すること。
4. 学歴について
 - 1) 高等学校卒業後の学歴について、年次を追って記入すること。
 - 2) 入学・休学・復学・退学・卒業・修了その他在籍中における異動について、もれなく記入すること。
 - 3) 博士課程所定単位修得退学者は、単位修得退学と記入すること。
5. 学会及び社会における活動等について
加入している学会の名称及び学位審査の参考になるとと思われる社会における活動等について、年次を追って記入すること。
6. 賞罰について
特記すべきものと思われるものを記入すること。
7. 職歴・研究歴について
 - 1) 職歴・研究歴について、年次を追って記入すること。
 - 2) 職歴について、常勤の職についてその勤務先、職種等を年次を追って記入すること。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては記入すること。
 - 3) 現職については、当該職について記入した箇所に、「現在に至る」と明示すること。
 - 4) 研究歴として記入する事項は、およそ次のようなものがある。
 - イ. 研究課題に関するもの
 - ロ. 研修に関するもの
 - ハ. 学術調査に関するもの
 - ニ. 学術奨励金に関するもの
 - ホ. その他学位審査の参考となるもの

VI. 在職・研究従事内容証明書

別紙様式5により作成すること。(所定の用紙を交付する。)

(別紙様式 4)

履 歴 書

ふりがな 氏 名	男・女	本 籍 または 国 籍	都・道 府・県
年 月 日生(満 歳)			
現住所	電話 () -		
区 分	年 月 日	事 項	
学 歴	年 月 日	高等学校 卒業	
職 歴			
学 会 等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名			

A 4 (297mm×210mm)

(別紙様式 5)

在職・研究従事内容証明

氏 名	
在職機関名及び 在 職 期 間	自 年 月 日～至 年 月 日
研究に従事した 所属部署・職名	
研究従事期間	自 年 月 日～至 年 月 日
研究従事態様	1 週平均 時間, 1 日平均 時間
[研究題目・研究内容]	
[研究業績 (学会における活動, 学会誌への掲載等)]	

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

指導者の所属部署, 職, 氏名

印

機関の長又は代表者

印

A 4 (297mm×210mm)

13 後期課程の履修について

人間発達環境学研究科
(平成19年3月5日制定)

本研究科後期課程学生は、次の体制により研究指導を受けるものとする。

- ・指導は、指導教員3名（うち主となる指導教員1名）の複数指導教員体制とする。指導教員には、2名の教授を含むものとする。
- ・予備審査論文及び学位論文の提出については課程博士論文提出及び審査の流れ（3月修了）に従うこと。

14 特別研究の履修について

本研究科後期課程では、学生の研究能力を高めるために、指導教員が学生ごとに特定の研究課題を設けて行う演習による授業として、特別研究Ⅲ・Ⅳがある。各4単位いずれも必修科目である。履修期間は原則として1年次に特別研究Ⅲを、2年次に特別研究Ⅳを履修するものとする。

15 人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）所定単位修得退学者に関する申合せ

(平成19年4月1日制定)

1. 所定単位修得退学者の定義

本研究科博士課程（後期課程）に3年以上在学し、所定の14単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて退学した者を所定単位修得退学者とする。

2. 所定単位修得退学者に交付する証明書

所定単位修得退学者から請求があった場合は、別紙様式1の証明書を交付する。

3. 神戸大学学位規程の適用について

- (1) 所定単位修得退学者のうち博士論文提出資格を認定されて退学した者については、神戸大学学位規程第13条第1項及び第2項の規定を適用するものとする。
- (2) 前号に規定する者から請求があった場合は、別紙様式2の証明書を交付する。

(別紙様式 1)

第 号
所定単位修得退学証明書
氏名 年 月 日生
上記の者は、本研究科 専攻の博士課程 後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、 必要な研究指導を受けた上で、平成 年 月 日退学 したことを証明します。
平成 年 月 日
神戸大学大学院人間発達環境学研究科長

A 4 (297mm×210mm)

(別紙様式 2)

第 号
証 明 書
氏名 年 月 日生
上記の者は、本研究科 専攻の博士課程 後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、博士論 文提出資格を認定された上で、平成 年 月 日退学 したことを証明します。
平成 年 月 日
神戸大学大学院人間発達環境学研究科長

A 4 (297mm×210mm)